

平成 22 年 6 月 28 日現在

研究種目：若手研究（B）  
 研究期間：2007～2009  
 課題番号：19730370  
 研究課題名（和文）日・米・英国におけるエスニシティにかかわるソーシャルワークの理念と教育方法の研究  
 研究課題名（英文）Study on Social Work Philosophy and Educational Method Related to Ethnicity in Japan, United States and United Kingdom  
 研究代表者  
 添田 正揮(SOETA MASAKI)  
 日本社会事業大学・社会福祉学部・講師  
 研究者番号：90409251

## 研究成果の概要(和文)：

本研究は、日本の社会福祉教育における多文化社会対応プログラムの開発の礎とすることを目的として、エスニシティに関する理念や教育内容等の文献調査および米国と英国の大学で面接調査を実施した。その結果、(1)エスニシティを多様性の要素の一つとして捉え、anti-oppressiveやdiversityなど包括的な理念の下で対応している。(2)米国と英国の双方で教育認定基準を設け、anti-oppressiveやdiversityをカリキュラムに組み込むことを要求している。(3)全米ソーシャルワーカー協会が「ソーシャルワーク実践における文化的コンピテンスの指標」を作成し実践で求められる能力を整理している。

## 研究成果の概要(英文)：

The purpose of this study is to create the cornerstone for developing a new program in social work education on the basis of two kinds of survey, one is literature survey about philosophy of social work and content of education focusing on ethnicity, the other is interview survey at Washington University in the United States of America and Southampton University in the United Kingdom.

The results were summarized as follows. (1)Ethnicity has been dealt with one of the element in comprehensive concept of Anti-oppressive and Human Diversity. (2)In both the USA and the UK, educational certification standards required educational facilities to include anti-oppressive and diversity in the curriculum and the contents of education. (3)The National Association of Social Workers made “Standards for Cultural Competence in Social Work Practice” and summarized competencies for social work practices.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	0	500,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,500,000	300,000	1,800,000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：(1)ソーシャルワーク (2)ソーシャルワーク教育 (3)社会福祉教育・実習 (4)エスニシティ (5)多文化 (6)Human Diversity (7)Multi-Cultural Competencies (8)anti-oppressive practice

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 国内の動向

外国籍住民を対象にした研究や実践としては、社会学、心理学、文化人類学、民族学、労働関係法規、教育、医療などの領域でなされてきている。社会福祉分野では、異文化間ソーシャルワークやコミュニティ形成に焦点を当てた研究も近年なされてきており、外国籍住民の生活問題を解決するための実践としてソーシャルワークの必要性が認識されつつある。しかしながら、現在の日本のソーシャルワークにおいては、エスニック・リアリティと呼ばれる「人種、文化、言語、出身地、国籍、宗教など」に配慮した実践理念や援助方法に関する学問的整理が不十分であり、社会福祉教育のレベルにおいても教授法やテキストなどの教材が整っていないのが現状である。本来であれば社会福祉専門職が担うべき生活支援や社会問題の解決に向けた活動については、社会福祉やソーシャルワーク教育を受けていない市民に頼っていると看做すを得ない。

### (2) 国外の動向

ソーシャルワークの歴史を見ると、民族、ジェンダー、階級、年齢、障害、性、言語など様々な理由により抑圧・排除され、偏見や差別を受け、不平等な状況におかれている個人やグループに対する実践ならびに研究が蓄積されてきている。今日においては、anti-discriminatory practice、anti-oppressive practice として、エスニック・マイノリティを含む抑圧・排除された人々に対するアプローチとして、専門教育(実習を含む)において欠かすことができない価値・実践となっている。国際ソーシャルワーカー連盟による定義にはエスニック・マイノリティに対する配慮が求められている。ソーシャルワーカー養成教育ならびに現場においてその理念が実態化されている。

## 2. 研究の目的

(1) ソーシャルワーク発達史におけるエスニシティに対する価値、理論、実践の変遷を明らかにする。

(2) 北米の Washington University in St. Louis, George Warren Brown School of Social Work および英国の Southampton

University School of Social Sciences を訪問し、ソーシャルワーク教育における多文化やエスニシティに関わる理念や指標などの教授方法および内容を明らかにする。

(3) 多文化社会に対応可能なソーシャルワーク教育内容および方法を開発する。

## 3. 研究の方法

### (1) 資料調査

① ethnicity、multicultural、anti-oppressive をキーワードに書かれたソーシャルワーク専門図書をレビューし、国内外の多民族・多文化化に対する価値や理論の変遷、教授法を整理した。

② 社会福祉士養成テキストとして出版されている社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習等に関する文献をレビューし、エスニシティや外国籍住民、多文化等に関する記載内容や頻度、教授法について整理・分析した。

③ 日本及び全米ソーシャルワーカー協会が採択している倫理綱領や実践のための基準に関する文書を確認し、エスニシティや外国籍住民等に関項目や内容を整理した。

### (2) 面接調査

① 北米: Washington University in St. Louis, George Warren Brown School of Social Work  
ア) Master of Social Work コース所属教員への面接調査

【調査内容】教育カリキュラム、シラバス、テキスト、実習プログラム、実習施設・機関の種類

イ) 科目「Human Diversity」の担当教員への面接調査

【調査内容】目的、シラバス、テキスト、要求課題、評定・評価方法

ウ) 実習指導科目「Foundation Practicum Integrative Seminar」の参与観察(実習経験を踏まえた知識と専門的コンピテンスの成長を促し、知識・技術・理論の統合化を図ることを目的とした科目)

エ) ソーシャルワーク実習を実施している施設・機関への訪問面接調査。

【調査内容】事業内容、ソーシャルワーク実習プログラムおよび指導内容

② 英国: Southampton University School of Social Sciences

Quality Assurance Agency Subject

Benchmark Statement for Social Workのベンチマーキング策定初期メンバーPowell教授への面接調査

【調査内容】

anti-oppressive social workのカリキュラムの基盤、カリキュラムにおけるmulticultural educationの現状

4. 研究成果

文献・資料調査から明らかになったのは次の5点であった。

(1) ソーシャルワークにおけるエスニック・マイノリティの位置

エスニック・マイノリティを対象別に限定的に取り上げるのではなく、障害者や高齢者、移民、セクシャル・マイノリティなど社会的排除や差別を受けている人々も包摂して、multicultural social work、anti-oppressive practiceというような幅広い枠組みの中で整理されるようになっていた。

(2) 教育方針を規定する認定基準の意義

米国においては、ソーシャルワーク教育協議会(CSWE)が「教育方針と認定基準」を作成している。CSWEはソーシャルワーク教育のスタンダードの構築と維持を目的として、ソーシャルワーク教育者、専門機関及び組織、学際的機関によって設立された組織である。

認定基準の中にanti-oppressiveやdiversityを組み入れている。さらに、教育目標のひとつに「ソーシャルワーカーが、クライアントの年齢、階級、肌の色、文化、障がい、エスニシティ、家族構造、ジェンダー、結婚歴、生まれた国、人種、宗教、性および性的指向に対して、差別をせず、尊敬し、それらに関連する知識や技術を持って実践するための準備をすること」を掲げ、これを実現するためのカリキュラムや教育プログラムの設置を要求している。

英国では、anti-oppressiveソーシャルワークが誕生し、現在は高等教育質保証機構(Quality Assurance Agency for Higher Education)が2000年にソーシャルワーカーの養成訓練基準であるソーシャルワーク学部の基準(Quality Assurance Agency Subject Benchmark Statement for Social Work)に反映されており、基準は次の5つで構成されていた。

【5つの基準】

- ① ソーシャルワークの性質と範囲 (Nature and extent of social work)
- ② 原理の定義 (Defining principles)
- ③ 知識、理解、技術 (Subject knowledge, understanding and skills)

④ 教授、学習、評価 (Teaching, learning and assessment)

⑤ ベンチマーク基準 (Benchmark standards)

anti-discriminatory practices については、「③知識、理解、技術」において、多様な社会におけるソーシャルワークサービスの不可欠な性質として示されていた。

以上を踏まえ、anti-oppressiveなどの理念を学習するためのカリキュラムを整備し、単独の大学での取り組みに留めることなく、ソーシャルワーク教育の構築と標準化を図るためには認定基準が不可欠であることが明らかとなった。

(3) 他の専門領域の研究の活用

教授法及びカリキュラムの開発にあたっては、心理学や教育学における多文化に関する研究や実践が活用可能である。

具体的には、心理学の領域では、カウンセリングの訓練プログラムとして多文化社会を踏まえた文化間訓練プログラム (cross-cultural training program) の研究と教育教材の開発が行われている。また、教育学の領域では、多文化・多言語主義を背景にしたマイノリティ児童への対応などの研究が行われている。

(4) 職能団体による文化的側面への取り組み

米国では、全米ソーシャルワーカー協会 (NASW) が「ソーシャルワーク実践における文化的対応能力の基準 (Standards for Cultural Competence in Social Work Practice)」を作成している。注目すべきなのは、ソーシャルワーカーが文化的コンピテンスを有することに対して倫理的な責任を持つよう倫理綱領 (the NASW Code of Ethics) を基盤にしている点である。10の基準で構成されている。

- Standard 1. Ethics and Values
- Standard 2. Self-Awareness
- Standard 3. Cross-Cultural Knowledge
- Standard 4. Cross-Cultural Skills
- Standard 5. Service Delivery
- Standard 6. Empowerment and Advocacy
- Standard 7. Diverse Workforce
- Standard 8. Professional Education
- Standard 9. Language Diversity
- Standard 10. Cross-Cultural Leadership

なお、基準において、カルチュラル・コンピテンスサービスは、人種とエスニシティに限定されるものではなく、ソーシャルワーカーはジェンダーの問題について取り組むと共に、障害者、高齢者、ゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々を支援することができなければならないとした。これらの

人々の文化に関する知識と価値を理解することにより、ニーズに対して効果的で最適なサービス提供と創造が可能となる。

この基準は、文化的コンピテントソーシャルワークを実践するため指標として、初めて専門家が作成したものであった。学習の理解度や達成度を評価したり教育の達成目標を明確したりするための基準および指標が必要である。

### (5) 日本の社会福祉士養成教育におけるエスニック・リアリティへの配慮

研究の初年度においては、社会福祉士養成教育で一般的に用いられているテキストをみると、ほとんどのテキストで海外の社会福祉の動向や国際条約に触れているが、エスニック・リアリティに言及しているものは少ない。社会学で社会構成の変化と社会福祉において、実態を踏まえた記載している。

課題として、現場に指導する人材や方法、仕組みなどが整っていないことから、教育側だけでなく、現場職員との協同により相談援助実習、演習、実習指導等のプログラムを検討する必要がある。

面接調査から明らかになったのは次の4点であった。

#### (1) 認定基準に基づくカリキュラム編成

ワシントン大学では、ソーシャルワーク教育協議会(CSWE)の認定基準に基づき多文化カリキュラムを編成し、シラバス等を作成している。ワシントン大学の Master of Social Work コースにおいては、2年間で3つのカリキュラムを学ぶことになる。(①Foundation、②Concentration、③Specializations)。科目「Human Diversity」は①の Foundation に位置づけられ、認証基準に対応するもののひとつとなる。

日本の社会福祉教育にエスニシティを含んだ多文化へ視点を導入し、教育方法やカリキュラムを整備するための組織体制を検討するうえで参考にするべき点である。

#### (2) エスニシティを包摂したカリキュラム

米国、英国の双方の大学において、エスニシティを包摂したソーシャルワークの理念に基づくカリキュラムが設置されている。

ワシントン大学では、科目「Human Diversity」を設置し oppression、privilege、social class、disability、sexual orientation、poverty、bias、stereotypes、obfuscation、institutionalize violence、social

construction of difference、discrimination、economics of race 等というように幅広いテーマを扱っている。このような「多様性」を構成する具体的要因を科学的根拠に基づくソーシャルワーク実践 (evidence based practice)として学習・研究している。エスニシティは多文化ソーシャルワークの対象・領域であり、教育内容と教育方法を構築する上で重要である。

サウサンプトン大学では、Master of Social Work コースにおいて単独科目として開講してはいないものの、各科目において anti-oppressive practice の考え方や価値を教授していた。また、Professional Studies においては、anti-oppressive practice および equal opportunities が中心的関心事項として位置づけられていることが明らかになった。

今後、日本において human diversity を志向した教育教材の開発ならびに現場と教育との連携体制や方法の構築につなげていくことができる。

#### (3) 文化的コンピテンスの訓練プログラム

ワシントン大学では、文化的コンピテンスの把握と向上のための自己覚知トレーニング マニュアル (Self-Awareness for Culturally Competent Social Work Practice Training Manual)を活用し、ワークショップ形式の訓練を実施するなどの取り組みを実施している。

このような文化的コンピテンスの把握と向上のための自己覚知トレーニングマニュアルの必要性や訓練方法など、日本における教育教材の開発につなげることができる。

#### (4) 「Standards for Cultural Competence in Social Work Practice」の活用の課題

初年度に実施した文献・資料調査では、NASW 文化的側面に配慮した取り組みが有意義であると結論を出した。

この仮説に基づき、次年度にワシントン大学の実習指導担当教員とミズーリ大学の実習指導担当教員にインタビュー調査を実施した。その結果、仮説とは異なる回答を得た。NSAW が作成した「Standards for Cultural Competence in Social Work Practice」は実習教育においては意識しておらず、使用していないとのことであった。また、「現場(NASW)が中心になって作成したということについては意味があるが、教育との連携は十分ではない。」とのことであった。

以上を踏まえると、作成過程から実施に向

けた評価に至るまでの教育機関と現場との協同が課題になっていることが明らかになった。日本の社会福祉士実習においては、実習生、実習指導者、教員、利用者の「実習の4者関係」を意識することが重視されている。このような関係性を謳っている点を有意義に活用し、日本型の教育教材開発につなげることができる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表] (計2件)

①添田正揮、「ソーシャルワーク教育におけるエスニシティとマルチカルチュラル・コンピテンス」日本社会福祉学会第56回全国大会、2008年10月12日、岡山県立大学

②添田正揮、「ソーシャルワーク教育におけるエスニシティとヒューマン・ダイバーシティ」、日本社会福祉学会第57回全国大会、2009年10月11日、法政大学

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

添田 正揮 (SOETA MASAKI)  
日本社会事業大学・社会福祉学部・講師  
研究者番号：90409251

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし